

■議案第38号 四万十町観光物産センター等条例の一部を改正する条例について

【要旨】

四万十町大正観光物産センターは、昭和49年の予土線運用開始に伴い、土佐大正駅と一体的に整備された施設ですが、これまで条例での位置づけがありませんでした。よって、平成27年度以降の再整備にあたり、四万十町観光物産センター等条例により管理を行うものです。

【主な改正内容】

- ・四万十町大正観光物産センターを条例に追加します。

【新旧対照表】

改正後	改正前														
(名称及び位置) 第2条 観光センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 観光センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>四万十町昭和観光案内所</td><td>四万十町昭和527番地15</td></tr><tr><td>四万十町大正観光物産センター</td><td>四万十町大正240番地9</td></tr></table>	名称	位置	(略)		四万十町昭和観光案内所	四万十町昭和527番地15	四万十町大正観光物産センター	四万十町大正240番地9	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>四万十町昭和観光案内所</td><td>四万十町昭和527番地15</td></tr></table>	名称	位置	(略)		四万十町昭和観光案内所	四万十町昭和527番地15
名称	位置														
(略)															
四万十町昭和観光案内所	四万十町昭和527番地15														
四万十町大正観光物産センター	四万十町大正240番地9														
名称	位置														
(略)															
四万十町昭和観光案内所	四万十町昭和527番地15														